

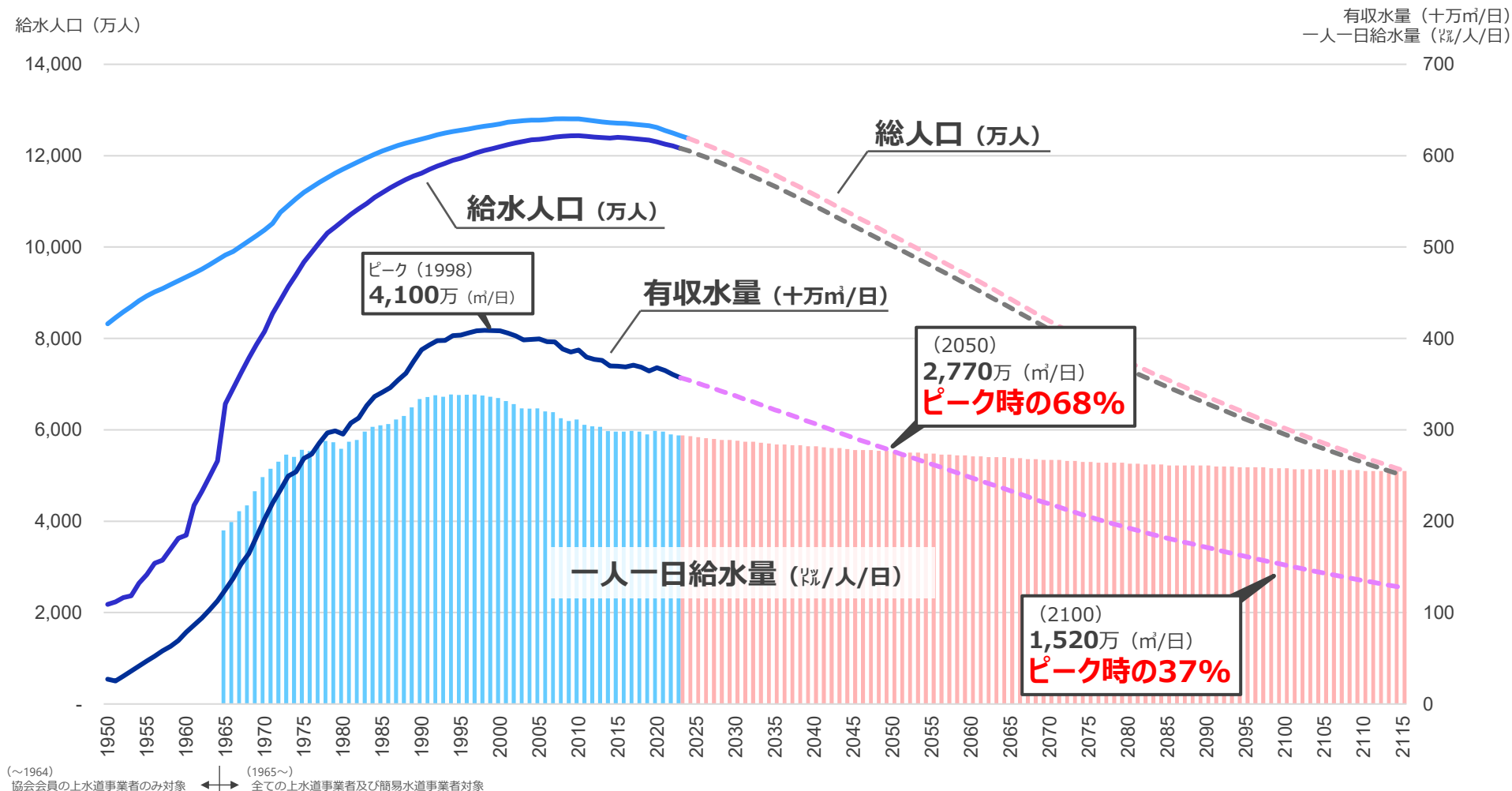
本検討会の設置に係る背景及び目的について

令和8年8月19日

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課(上下水道審議官グループ)

将来給水人口、有収水量の見込み

○ 人口減少等により、有収水量※は1998年(平成10年)をピークに減少しており、2100年(令和82年)頃にはピーク時の37%程度まで減少する見通し。これに伴い、水道料金収入も減少する見込み。 ※水道料金徴収の対象となった水の量



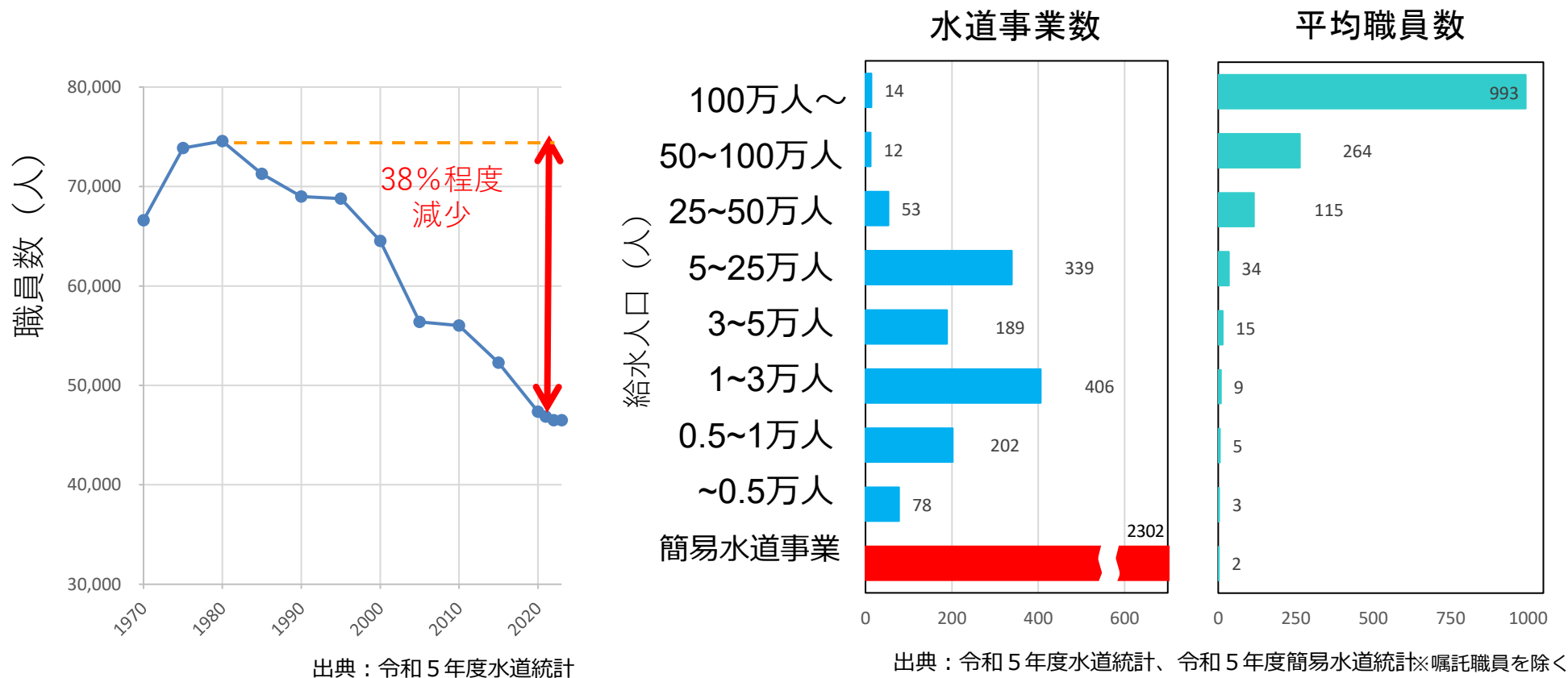
※1) 実績値 (～2023) : 水道統計より。給水人口・有収水量は、上水道及び簡易水道を合わせたものである。総人口のみ2024年まで実績値を記載。一人一日給水量=有収水量÷給水人口。

※2) 総人口 (2025～2115) : 国立社会保障・人口問題研究所 (令和5年推計「日本の将来推計人口 (超長期推計含)」より、国土交通省水道事業課にて2023実績人口に差し引き補正。出生率・死亡率ともに中位を採用)

※3) 給水人口 (2024～2115) : 最新の2023年度普及率 (97.8%) が今後も継続するものとして、総人口に乗じて算出している。

※4) 有収水量 (2024～2115) : 家庭用と家庭用以外に分類。家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口。家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率 (0.310) で設定した。本推計値は2015実績を元に2017年度に実施した推計有収水量の結果を最新の2023年度時点で差し引き補正して採用。

- 全国に約3,700の水道事業が存在。小規模で職員数が少ない水道事業者が非常に多い。
- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて38%程度減少している。
- 5万人規模以下の事業体では、平均職員数が10数名以下の経営/運営を余儀なくされている状況



給水人口別の水道事業数と平均職員数(令和5年度)

- ・ 管路経年化率は**25.3%※**まで上昇、管路更新率は**0.61%**まで低下（令和5年度）

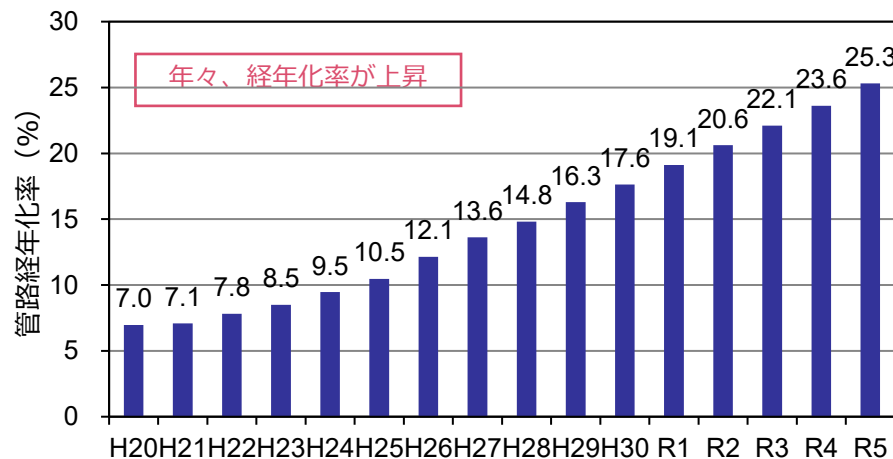
※ 管路総延長約74.6万kmに占める法定耐用年数（40年）を超えた延長約18.9万kmの割合

- ・ 令和5年度の更新実績：更新延長4,547km、更新率0.61%
- ・ 60年で更新する場合※：**更新延長約9,450km、更新率1.27%必要**

※ 法定耐用年数を超えた管路約18.9万kmを今後20年間（令和6～25年度）で更新する場合

管路経年化率（%）

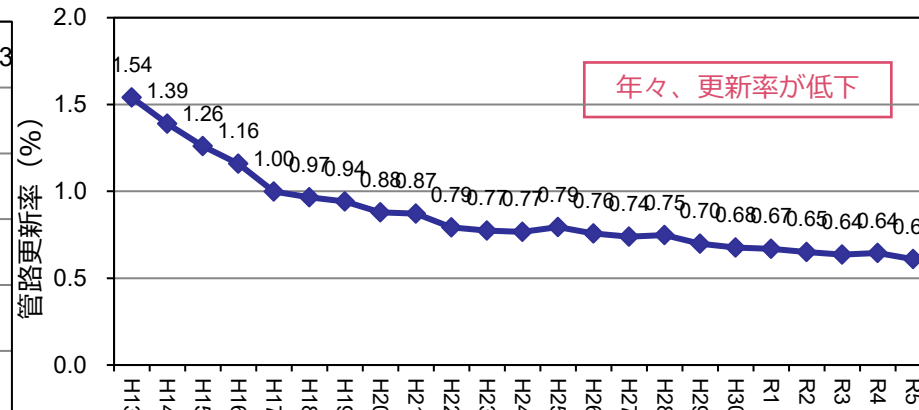
法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100



令和5年度	国土交通大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	26.9%	22.5%	25.3%
管路更新率	0.67%	0.50%	0.61%

管路更新率（%）

更新された管路延長÷管路総延長×100



管路の年代別内訳（令和5年度時点）

（km）

法定耐用年数（40年）を超えた管路延長	188,885
上記以外	557,566
管路延長合計	746,451

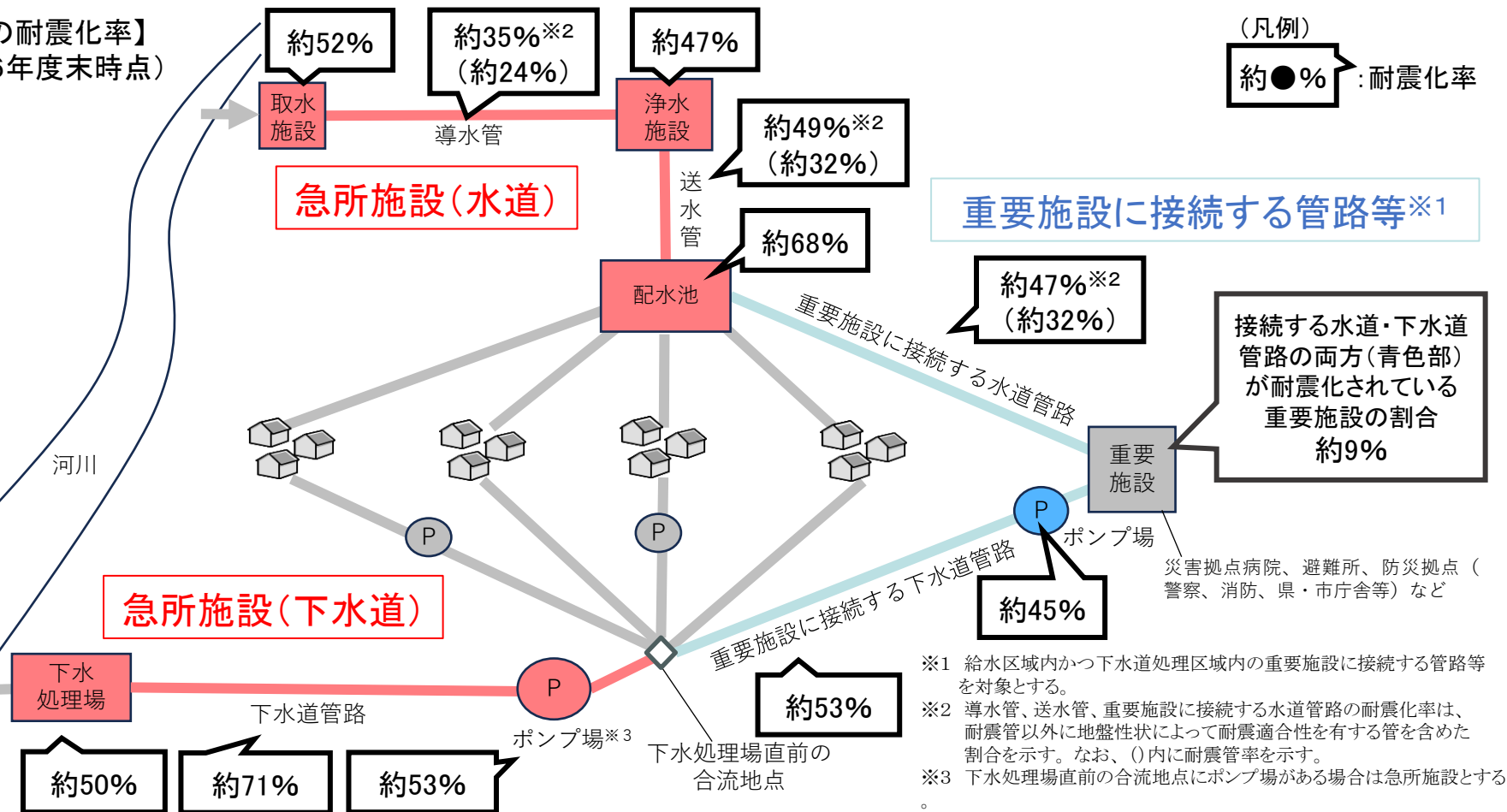
（出典）水道統計を基に算出

上下水道施設の耐震化状況(令和6年度末時点)

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」(その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設)や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化状況について、点検を実施した。
- 引き続き、上下水道耐震化計画に基づく取組状況のフォローアップや予算支援、水道カルテによる見える化などを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進する。

【全国の耐震化率】
(令和6年度末時点)

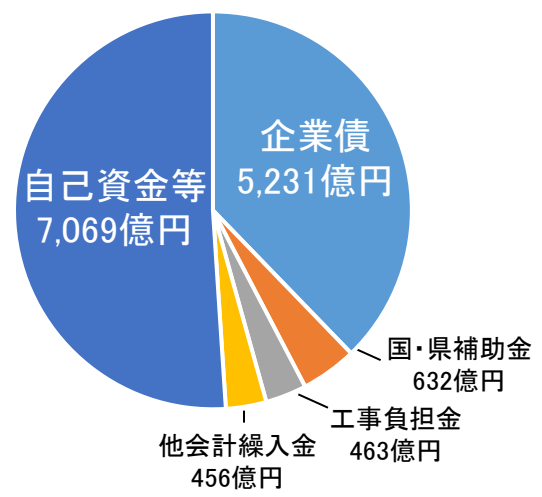
(凡例)
約●% : 耐震化率



水道事業の料金回収等に関する状況

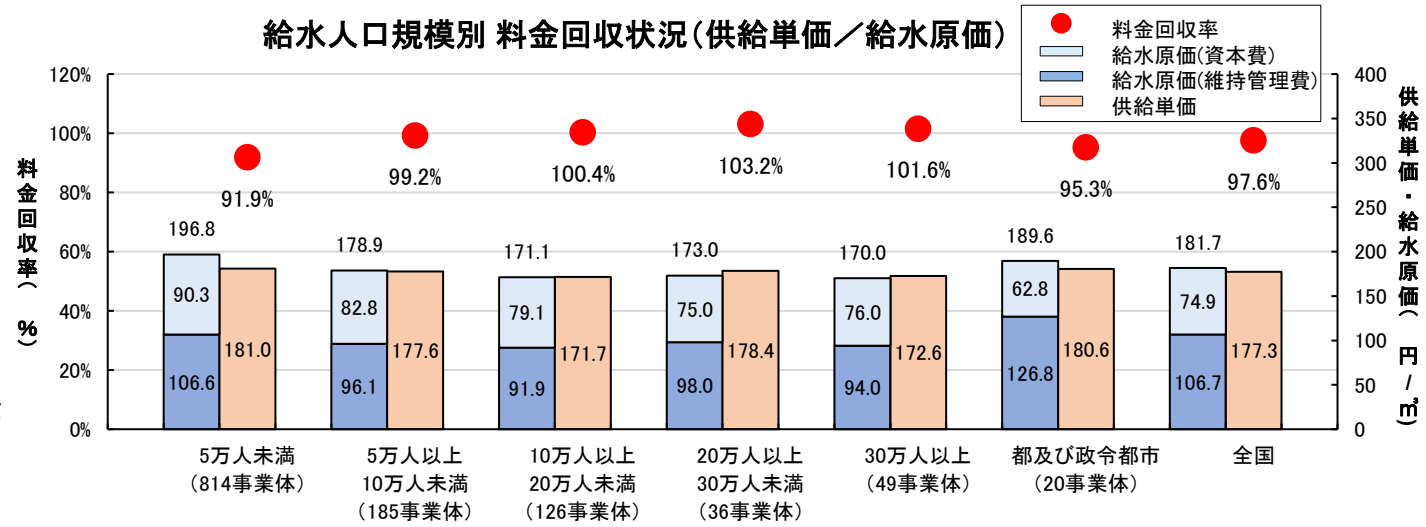
- 水道事業の建設投資の財源については、水道料金等を原資とする自己資金等が大きなウェイトを占める。
- 小規模な水道事業ほど、給水原価が供給単価を上回る傾向にある（＝原価割れしている）。
- 水道料金の平均は近年わずかに上昇傾向にあるが、原価割れの状況を改善するには至っていない。

水道事業建設投資額の財源（13,849億円）



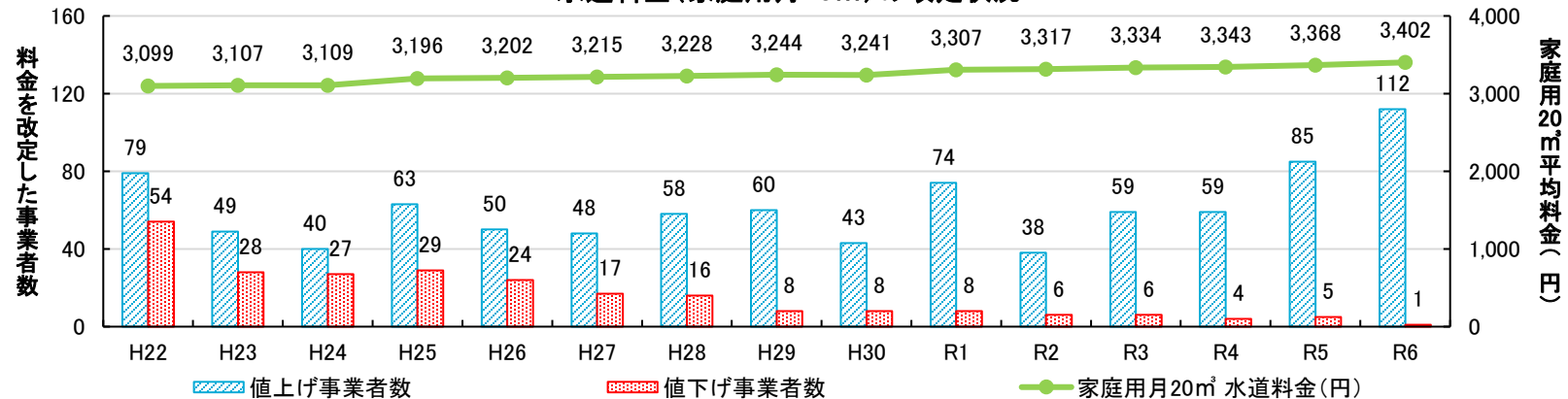
※水道事業（簡易水道事業を除く）を対象
出典：「令和6年度地方公営企業年鑑」（総務省）をもとに国土交通省が作成

給水人口規模別 料金回収状況（供給単価／給水原価）



※水道事業（簡易水道事業を除く）を対象
※対象人口規模の区分ごとに事業体ごとの単純平均ではなく加重平均で算出
出典：「令和6年度地方公営企業年鑑」（総務省）をもとに国土交通省が作成

水道料金（家庭用月20㎡）の改定状況



※水道事業（簡易水道事業を除く）を対象
出典：「水道料金表」（公益社団法人日本水道協会）をもとに国土交通省が作成

ヒト

脆弱な組織体制

- 水道事業に携わる職員数は、ピーク時と比べ、4割程度減少
- 5万人規模以下の事業体では、平均職員数が10数名以下での運営を余儀なくされている状況

モノ

老朽化の進行: 高度経済成長期に整備された施設が老朽化

- 年間約2万件の漏水・破損事故が発生
- 耐用年数を超えた管路の割合が年々上昇中(R5年度: 25.3%)

耐震化の遅れ

- 重要施設への水道・下水道管路の両方が耐震化されている重要施設は約9%
大規模災害時には断水やトイレが使用できない期間が長期化するリスク

施設能力の余裕: 人口減少による水需要の減少

カネ

脆弱な経営基盤:

- 水道事業は主に市町村単位で運営されており、小規模事業者ほど料金回収率/経費回収率が低い
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い

- これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくために、
水道の基盤強化、特に**広域連携**を図ることが必要不可欠

- 特に、中小規模の事業体では上記のような問題が現実になっており、今後も加速度的に問題が深刻化することを踏まえた対応が必要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、国土交通大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

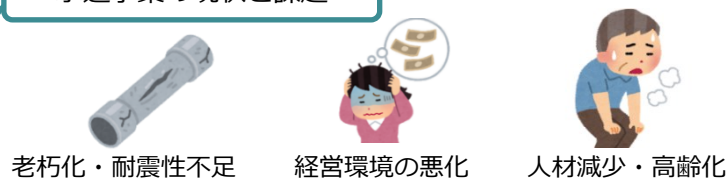
施行期日

令和元年10月1日(ただし、3. ②は令和4年9月30日までは、適用しない。)

水道法第5条の2第1項に基づき定める水道の基盤を強化するための基本的な方針であり、**今後の水道事業及び水道用水供給事業の目指すべき方向性を示すもの**（令和元年9月30日厚生労働大臣告示）

第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項

水道事業の現状と課題



水道の基盤強化に向けた基本的考え方



①適切な資産管理

収支の見通しの作成及び公表を通じ、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。



②広域連携

人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業間の連携を推進する。



③官民連携

民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

関係者の責務及び役割

国: 水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策の策定、推進及び水道事業者等への技術的・財政的な援助、指導・監督を行う。

水道事業者等: 事業を適正かつ能率的に運営し、その事業の基盤を強化する。将来像を明らかにし、住民等に情報提供する。

都道府県: 広域連携の推進役として水道事業者間の調整を行う。水道基盤強化計画を策定し、実施する。水道事業者等への指導・監督を行う。

民間事業者: 必要な技術者・技能者の確保、育成等を含めて水道事業者等と連携し、水道事業等の基盤強化を支援していく。

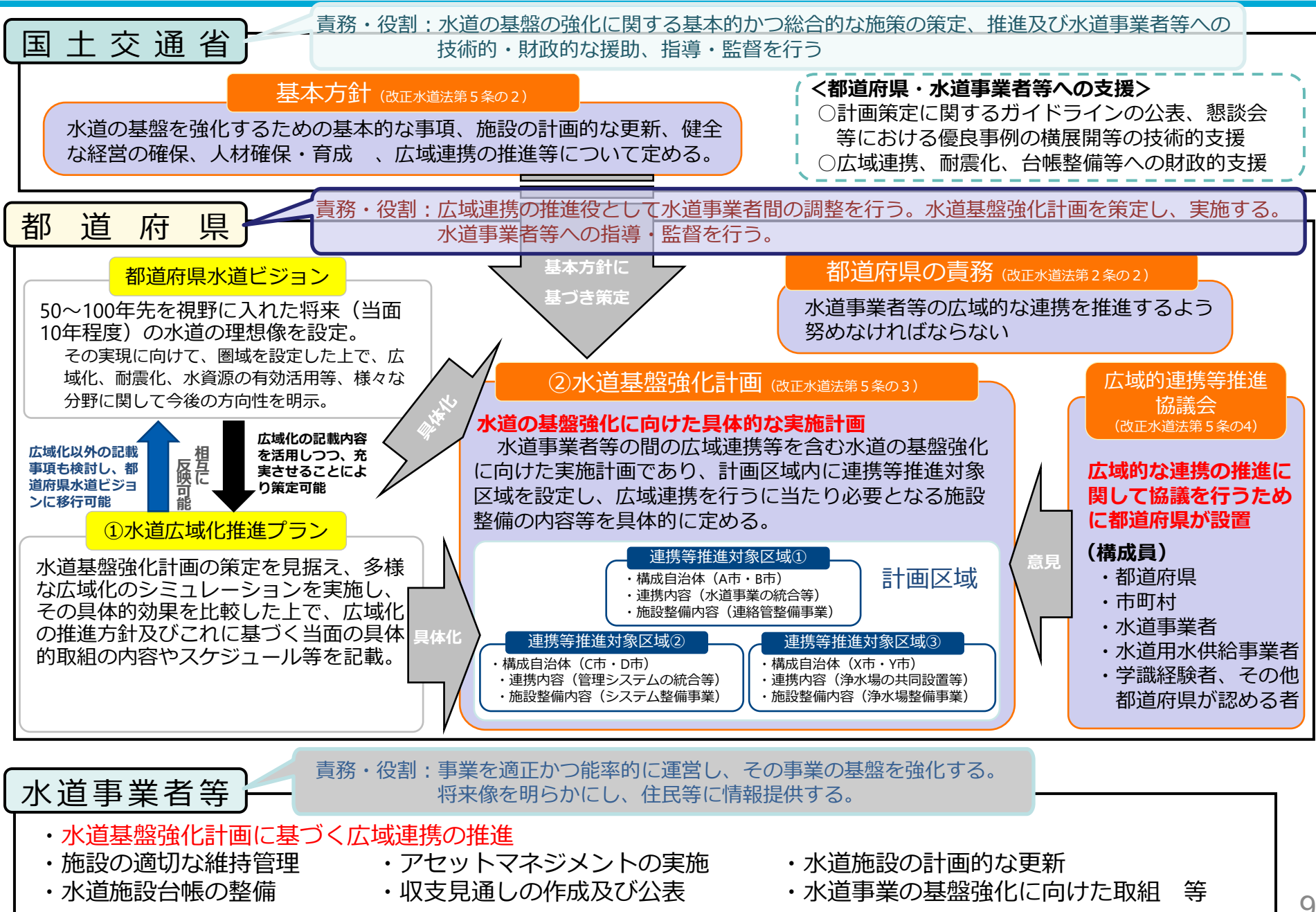
市町村: 地域の実情に応じて区域内の水道事業者等の連携等の施策を策定し、実施する。

住民等: 施設更新等のための財源確保の必要性を理解し、水道は地域における共有財産であり、自らも経営に参画しているとの認識で関わる。

- 第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- 第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項
- 第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

- 第5 水道事業者等との間の連携等の推進に関する事項
- 第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

H30改正水道法に基づく広域連携の推進

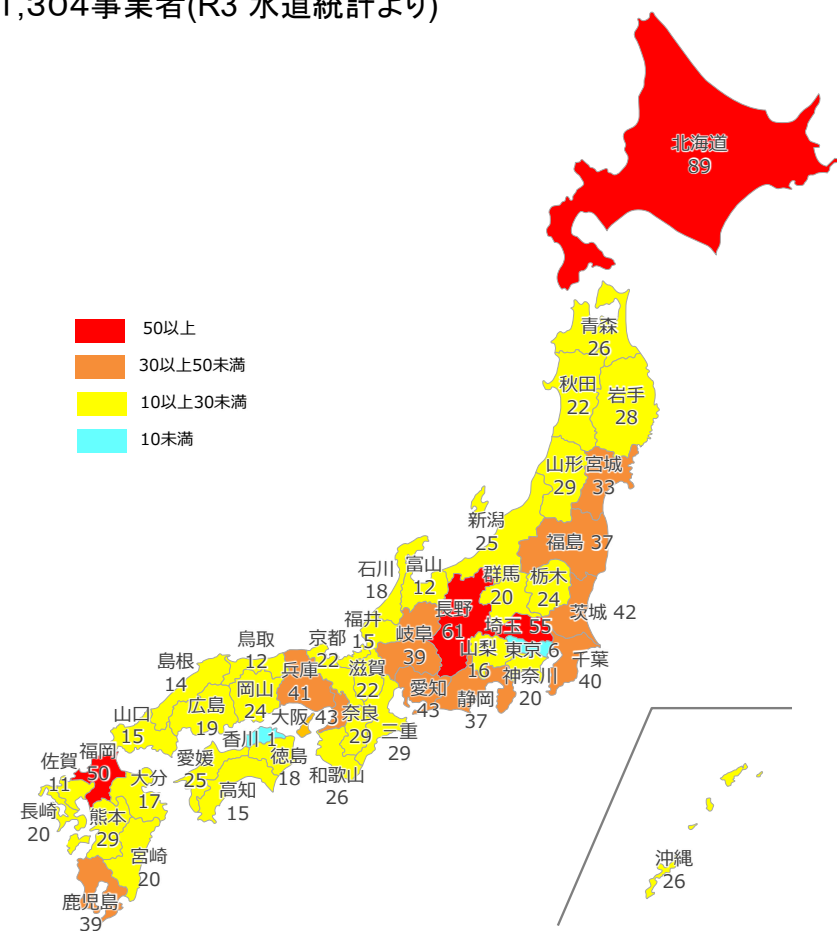


水道広域化推進プランの圏域数

- 各都道府県より示された圏域は全国で**234**圏域。
- 個別圏域内の平均関係団体数は約 **7** 団体。

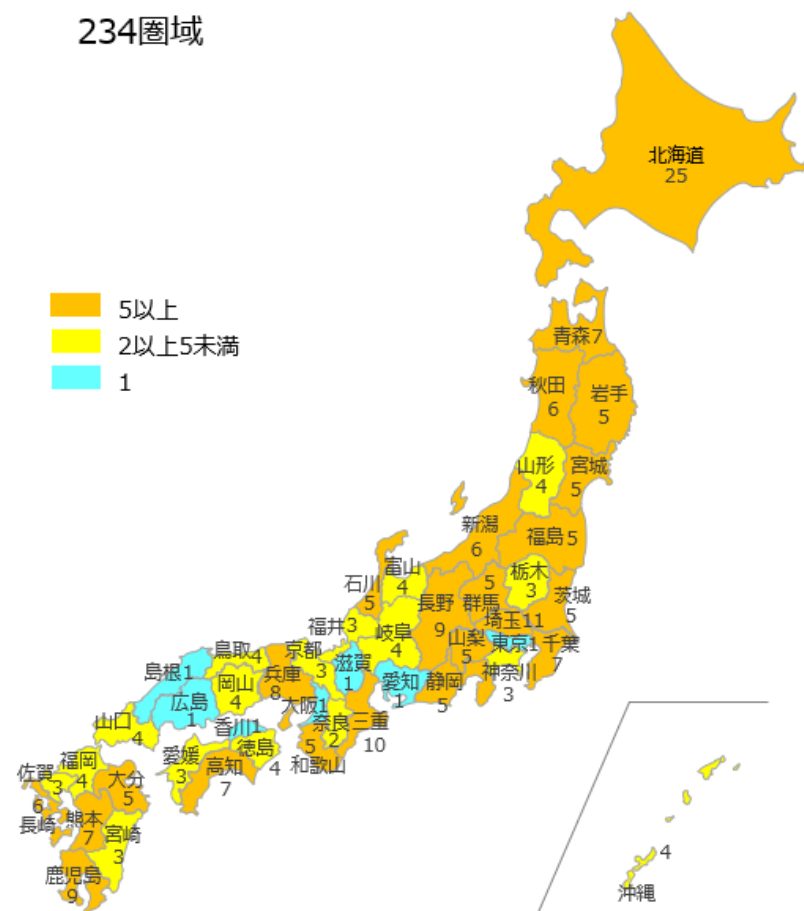
各都道府県における上水道事業体数

1,304事業者(R3 水道統計より)



広域化推進プランに示されている
各都道府県の圏域数

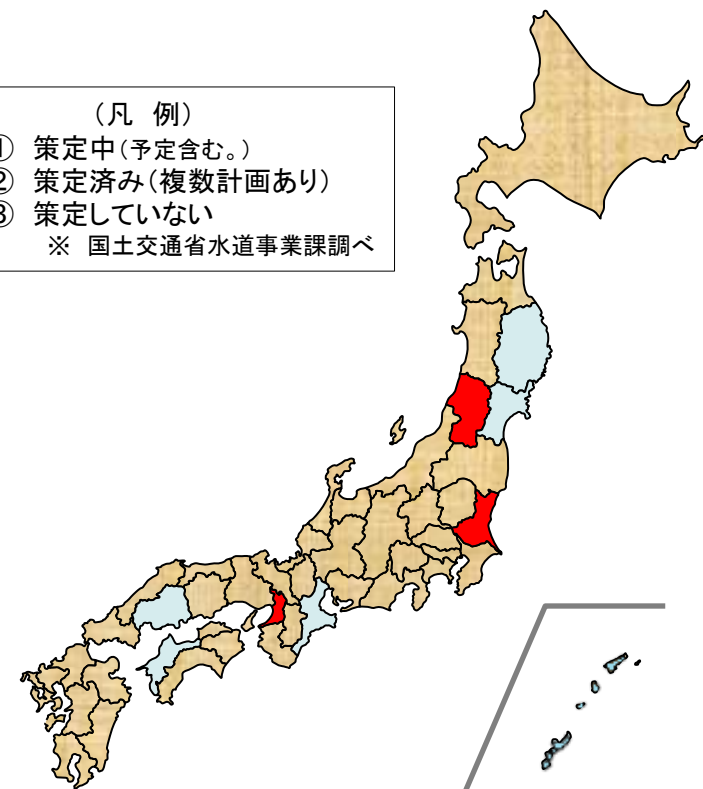
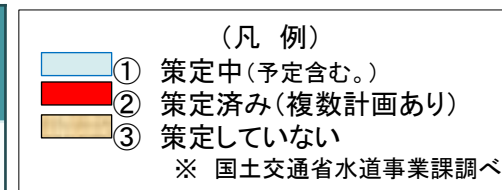
234圏域



水道基盤強化計画の策定状況

- 経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。令和6年3月末時点で、**47都道府県において策定済み**。
- 水道の基盤強化に向けて水道関係者が一体となって取り組み、かつ、広域連携の推進役としての都道府県の機能を強化するため、水道法第5条の3に基づき、都道府県は水道基盤強化計画を定めることができる。R7.3時点で3県府において策定済、6県において策定中である。

都道府県名	計画名称	策定年度
茨城県	県南西地域水道基盤強化計画	R4
大阪府	大阪府水道基盤強化計画	R5
山形県	庄内圏域水道基盤強化計画	R6



水道の広域連携の形態

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携（特に複数自治体による事業運営の一体化）の推進が重要である。経営の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携形態		内 容	事 例
事業運営の一体化	事業統合	・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> （水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている）	香川県広域水道企業団 （香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～）
	経営の一体化	・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> （組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる）	広島県水道広域連合企業団 （広島県及び14市町の水道事業を経営を統合：R5.4～）
業務の共同化	管理の一体化	・ 維持管理の共同実施・共同委託（水質検査や施設管理等） ・ 総務系事務の共同実施、共同委託	神奈川県内5水道事業者 （神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～）
	施設の共同化	・ 水道施設の共同設置・共用 （取水場、浄水場、水質試験センターなど） ・ 緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 （共同で浄水場を建設：H24.4～）
その他		・ 災害時の相互応援態勢の整備、資材の共同整備等	多数

これまでの主な事業運営の一体化の事例

統合 年次	事業体名	計画給水人口	内容
H26.4	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合
H28.4	秩父広域市町村圏組合	100,230人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が事業統合
H28.4 R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合。その後用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合
H29.4 H31.4 R3.4 R7.4	大阪広域水道企業団	約1,100,000人 ※10市8町1村の 計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 工業用水道事業者・用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市5町（うち1町は令和6年4月から事業開始）、令和3年4月に2市2町、令和7年4月に5市と経営の一体化
H30.4	香川県広域水道企業団	939,800人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合
H31.4	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合
H31.4 R5.4	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の 計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化 令和5年4月に事業統合
R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合
R5.4	広島県水道広域連合企業団	約598,000人	広島県内の工業用水道事業者・用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化
R7.4	奈良県広域水道企業団	889,965人	奈良県内の用水供給事業者（奈良県）と水道事業者（26市町村）が事業統合
R8.4	庄内広域水道企業団	229,500人	山形県庄内地域の水道事業体（2市1町）が事業統合
R8.4	千葉県水道用水供給事業	480,100人 ※受水市町村の 計画給水人口合計	千葉県の九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業（2企業団）が事業統合

※令和7年5月20日「第4回 上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料を一部加工

事例(事業統合):香川県広域水道企業団

事業概要

- 統合時構成事業体:香川県内の用水供給事業者(香川県)と、県内の水道事業者(8市8町)
※直島町を除く
- H30.4に事業統合を実施。
- 計画給水人口:939,800人

事業費の抑制(計画)

- 浄水場の削減計画

上水道 55⇒26

簡易水道 16⇒11

- 事業費:954億円削減見込

※簡易水道における浄水場数については統合時に上水道に統合済

水道料金の抑制(計画)

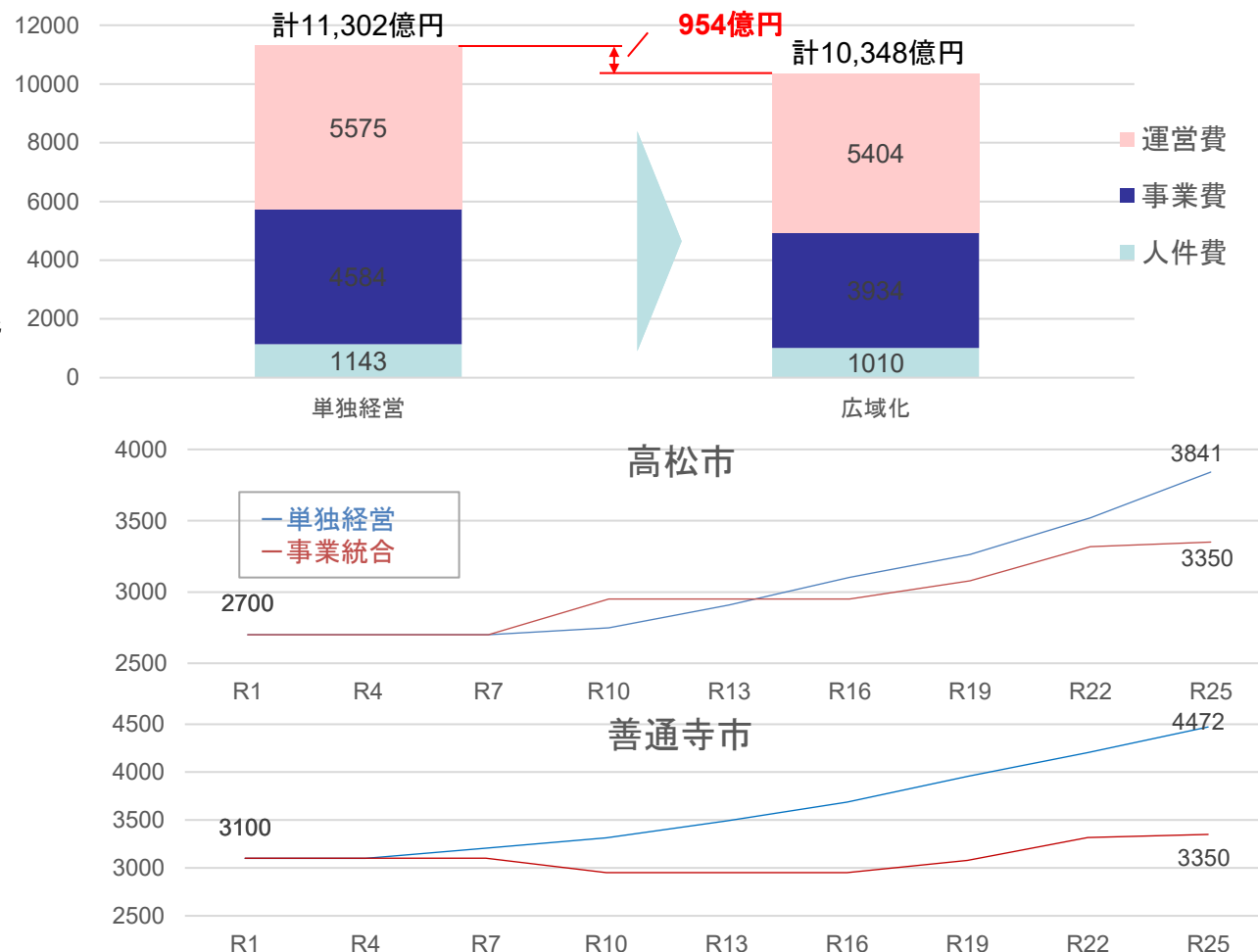
- R25年における水道料金
(円/月・20m³(家庭用))

高松市:3,841⇒3,350

(491円/月抑制見込)

善通寺市:4,472⇒3,350

(1,122円/月抑制見込)



事例（経営の一体化）：広島県水道広域連合企業団

事業概要

- 統合時構成事業体：広島県内の工業用水道事業者・水道用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）
※広島市、呉市、尾道市、福山市等の7市町は「統合以外の連携」を選択
- R5年4月に経営の一体化を実施。
- 計画給水人口：約598,000人

コスト削減（計画）

- 事務の統一化・DX等により経費を削減
- 自然流下による水運用が可能な河川流域と、広域水道である水道用水供給事業の整備状況を踏まえた5つのエリアごとに再編整備を行い、将来の更新費用や維持管理費を縮減
- 施設整備全体では、事業開始から令和44年度までの40年間で **237 億円のコスト縮減**効果が見込まれる。

<施設の再編整備の概要>

年度	水需要	水源	浄水能力・浄水場数	管路
令和2年度	405 千 m^3 /日	691 千 m^3 /日	592 千 m^3 /日	166 ヵ所
令和14年度	351 千 m^3 /日	426 千 m^3 /日	387 千 m^3 /日	77 ヵ所
増減率(対R2年度)	▲13%	▲38%	▲35%	▲54%
令和44年度	295 千 m^3 /日	344 千 m^3 /日	313 千 m^3 /日	70 ヵ所
増減率(対R2年度)	▲27%	▲50%	▲47%	▲58%

<40年間のコスト縮減効果>

項目	施設整備費 (億円)
① 単独経営を維持した場合	6,236
② 統合した場合	5,999
差(②-①)	▲237

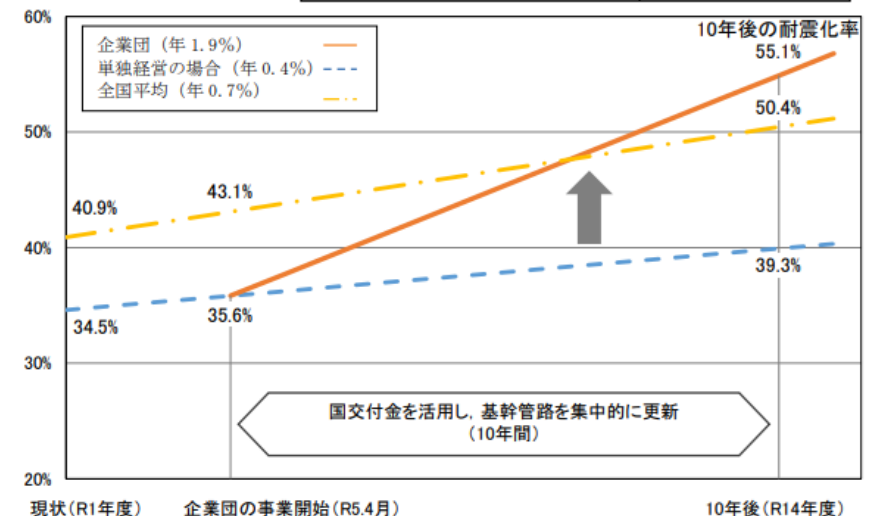
耐震化率（計画）

- 基幹管路の耐震化率を34.5%（令和元年度）から令和14年度に**55.1%**に引き上げ
※全国平均以上に引き上げる

水道料金の抑制（計画）

- 現状（令和2年度）の供給単価の平均値222円/ m^3 を、令和14年度においても245円/ m^3 以下に抑える
※単独経営維持の場合、令和14年度に280円/ m^3 に上昇見込み

<基幹管路の耐震化>



事業概要

- 統合時構成事業体：大阪府内の工業用水道事業者・水道用水供給事業者（大阪広域水道企業団）と水道事業者（1市1町1村）
※統合後構成団体を拡大し、現在は10市8町1村となっている。大阪府域一水道を目指し構成事業体を順次拡大中
- 平成29年4月より経営の一体化を実施
- 計画給水人口：約1,100,000人（※10市8町1村の計画給水人口の合計）

令和7年4月に加入した5市に対するシミュレーション資料

事業費の抑制（計画時）

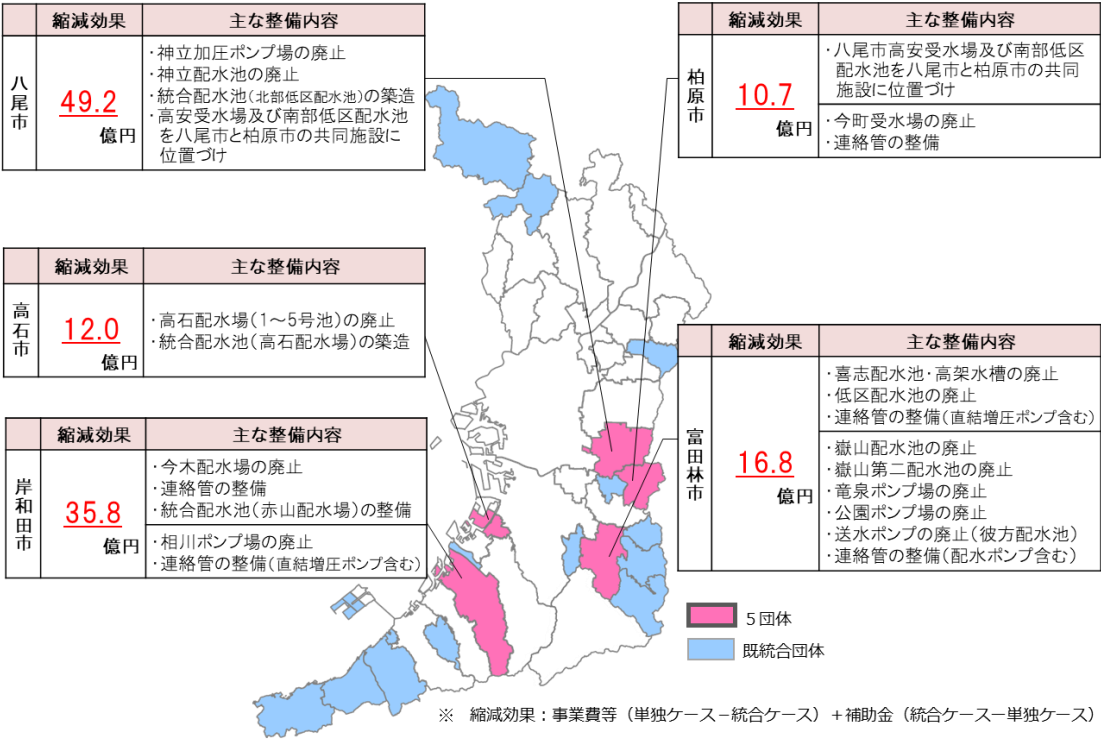
- 施設の再編を行うことで、5団体合計で、事業費等を124.5億円縮減

水道料金の抑制（計画時）

- 統合した場合の経営シミュレーションでは、統合しない場合と比較し、供給単価を1市当たり11～12円/m³抑制

団体名	R3単価 (円/m ³)	R42(40年後)		R42単価 (①-②)
		①単独ケース 単価(円/m ³)	②統合ケース 単価(円/m ³)	
八尾市	170	288	276	12円/m ³ 抑制
富田林市	167	439	428	11円/m ³ 抑制
柏原市	163	333	321	12円/m ³ 抑制
岸和田市	154	291	279	12円/m ³ 抑制
高石市	176	392	380	12円/m ³ 抑制

※ 5団体の経理は区分し、個別の水道料金（供給単価）を設定
※ 統合ケースは統合に係る補助金（R7～R16）を活用



事例（経営の一体化）：大阪広域水道企業団（2/2）

事業運営体制（定性的効果）

- 大規模漏水等の事故に対する企業団全体での組織的な支援体制を構築

広域連携による事故等の支援体制の構築

【広域連携前の課題】

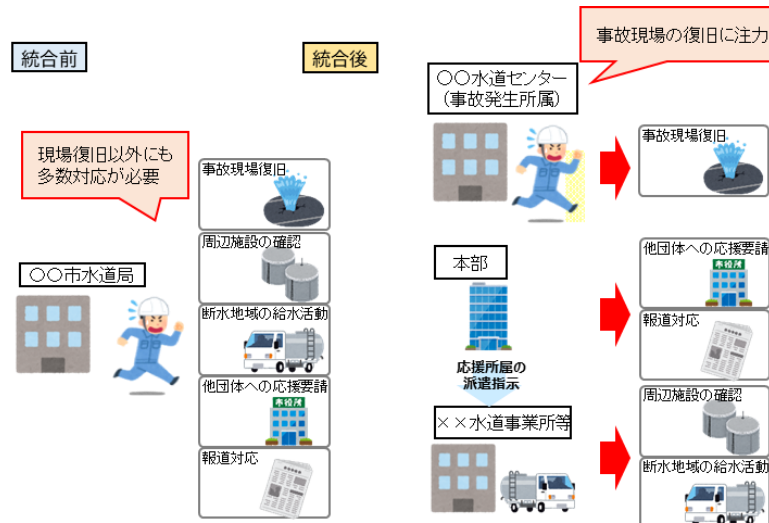
- 大規模漏水等の事故発生時は現場の復旧活動や応急給水活動に加え、連絡調整等（他団体への応援要請や報道対応）も必要となり、水道事業体単独では、対応が困難。
- 地震等の大規模災害の発生時は、府内の他団体からの応援が見込めないことが想定されるため、非常時の対応に不安。

【取組】

- 本部は連絡調整等を担当し、事故発生所属の近隣事業所は給水活動等を支援

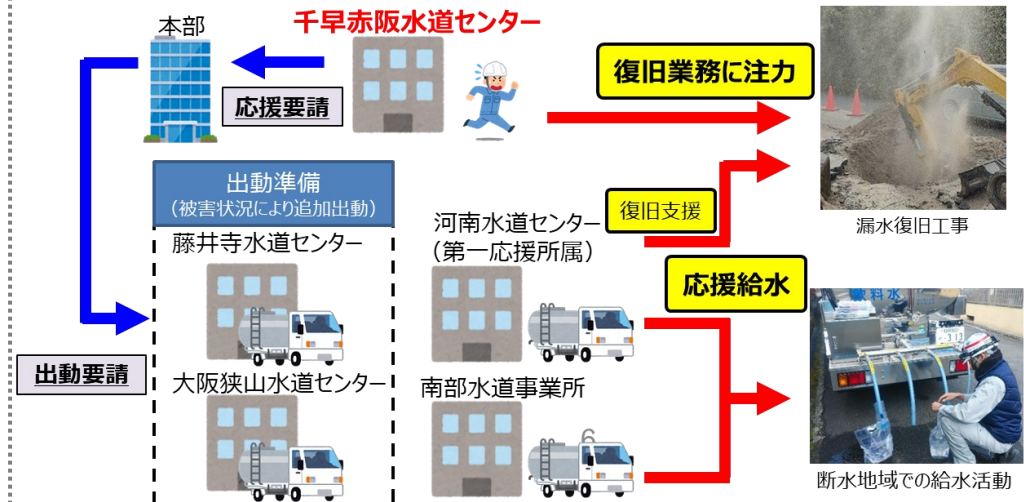
【効果】

- 事故発生管轄事業所等は事故現場の復旧に注力
- 周辺施設の被害状況に応じた技術面の応援が可能



【実績】

- R3年度：千早赤阪水道センターにおいて漏水発生時
⇒南部水道事業所・藤井寺水道センター、大阪狭山水道センター及び河南水道センターが給水活動を支援
（給水車4台、職員約10名の応援態勢を整え支援）



その他実績

- R4年度：岬水道センターにおいて漏水修理工事時
⇒南部水道事業所・泉南水道センター等が給水対応等を支援
- R5年度：岬水道センターの逢帰ダム漏水対応時
⇒企業団各所屬がダム水から企業団水への振替作業や、同作業に伴う断水期間中の3箇所での応急給水活動等を支援

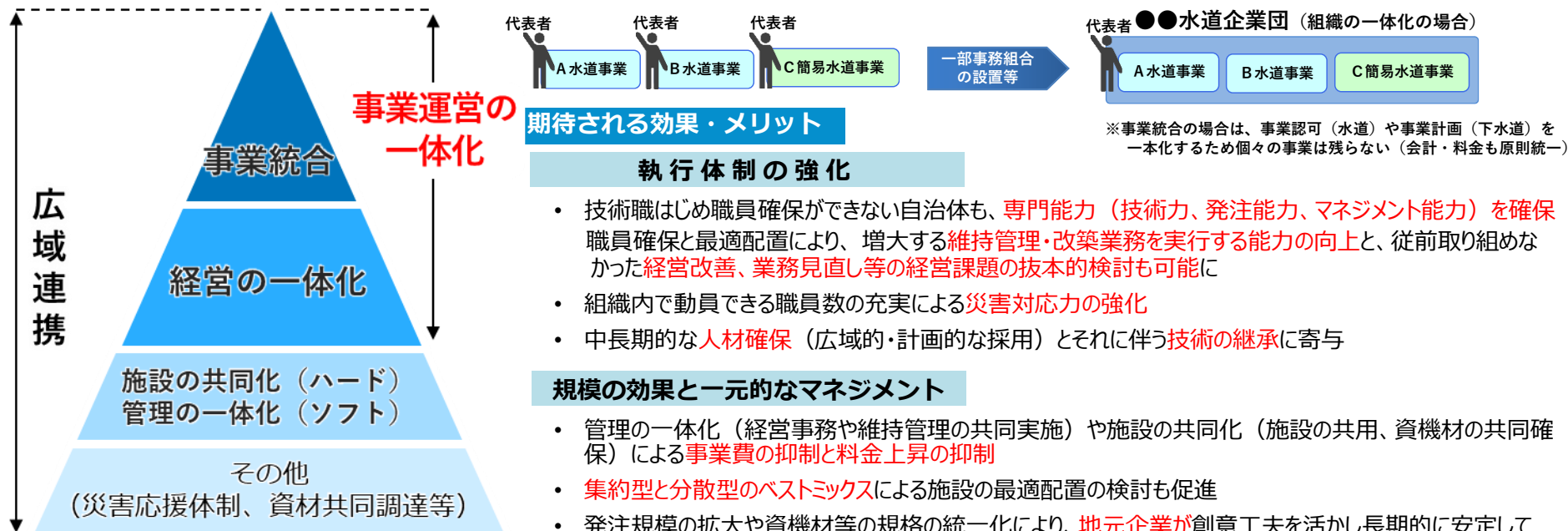
広域連携後の水道料金について

統合 年次	事業体名	連携 形態	広域連携後の水道料金について
H26.4	岩手中部 水道企業団	事業 統合	・平成30年度までを料金算定期間とし、平成30年度に水道料金を統一
H28.4	秩父広域 市町村圏組合	事業 統合	・令和3年4月に水道料金を統一
H28.4 R2.4	群馬東部 水道企業団	事業 統合	・令和5年4月に水道料金を統一（ただし、令和8年5月まで激変緩和措置（差額を毎年1/4 ずつ段階的に引き上げあり）
H29.4 ～	大阪広域 水道企業団	経営の 一体化	・統合時は、事業ごとに水道料金を区分（豊能・能勢町域については令和6年4月の事業 統合により水道料金を統一）。
H30.4	香川県広域 水道企業団	事業 統合	・令和2年度に料金システムなどを統一 ・令和10年度に水道料金を統一予定
H31.4	かずさ水道 広域連合企業団	事業 統合	・令和11年度に水道料金を統一することを目標
H31.4 R5.4	田川広域 水道企業団	事業 統合	・令和5年4月に水道料金を統一（ただし、新料金が令和5年3月以前の料金を上回る場合 は5年間、料金を据置）
R2.4	佐賀西部広域水 道企業団	事業 統合	・令和16年度に水道料金を統一することを目標
R5.4	広島県水道 広域連合企業団	経営の 一体化	・統合時は、事業ごとに水道料金を区分（料金統一は、将来的な課題）
R7.4	奈良県広域 水道企業団	事業 統合	・令和7年4月に水道料金を統一（ただし、新料金が統合前の料金を上回らないよう経過措 置あり）

上下水道の「複数自治体による事業運営の一体化」の推進

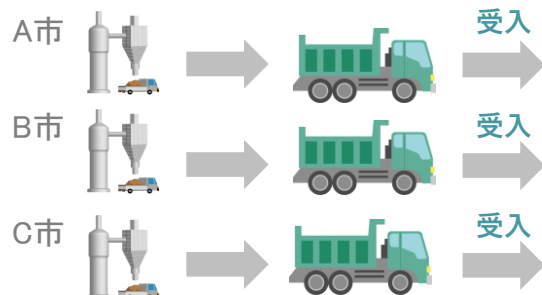
- 広域連携には様々なレベルがあるが、経営基盤の強化の観点からは、経営主体が単一となり、経営資源(ヒト・モノ・カネ)を一元的に管理する「**複数自治体による事業運営の一体化**」(事業統合または経営の一体化)を特に推進する必要
- 事業運営の一体化により、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、事業体・住民・産業界全体への多様な効果・メリットを期待

事業運営の一体化（事業統合または組織の一体化）



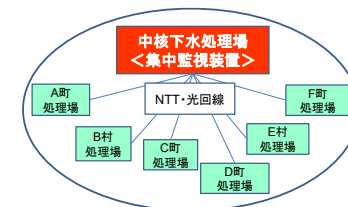
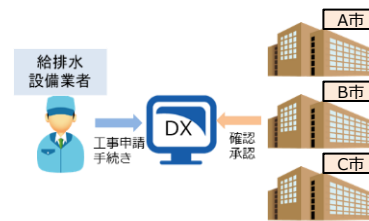
施設の共同化(ハード)

- ・ 汚泥の共同処理
- ・ 浄水場、処理場等の共同化



管理の一体化(ソフト)

- ・ 維持管理業務の共同発注や水質検査等の事務委託
- ・ 台帳、給排水工事申請、集中監視など各種システムの統一



「複数自治体による事業運営の一体化」と「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」

事業運営

人口減少に伴う収入の減少、職員数の減少、維持管理業務の拡大
→ **広域連携**に伴う**事業規模拡大による業務執行体制の強化**を

施設配置

更新需要の増大、人口減少に伴うシステム効率の低下
→ **集約型・分散型のベストミックス**による**施設の最適配置**を

「**強靱で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐ**」

という、将来に対する使命を果たす!!

(1) 複数自治体による事業運営の一体化

執行体制の強化に向けた事業運営の一体化をはじめとする広域連携を国主導で推進

- ① 国の基本方針策定や各主体の責務の明確化、都道府県による広域連携の推進
(都道府県による協議会の設置、広域連携推進のための計画策定)
- ② 様々な広域連携の取組を可能とする制度の充実
(都道府県による公共下水道の管理や復旧代行、大都市等による維持修繕・改築代行制度)
- ③ 事業運営の一体化に向けた取組を支える財政支援 (個別補助事業)
- ④ 事業運営の一体化に取り組みやすくする仕組み (資機材規格・仕様の統一、積算基準整備)
- ⑤ 事業運営の一体化の規模等の考え方とメリットの共有
(都道府県単位やそれ以上の広がりも視野に入れ、少なくとも10万人程度の人口規模を確保)
- ⑥ 地元企業が長期的に安定して参画できる広域型の「水の官民連携」の推進
(地元企業が主体的に参画できる仕組みづくり)

(2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

人口減少により既存の集約型システムが非効率となる地域は、**多様なシステム・技術を組み合わせ、分散化など「施設の最適配置」を推進**

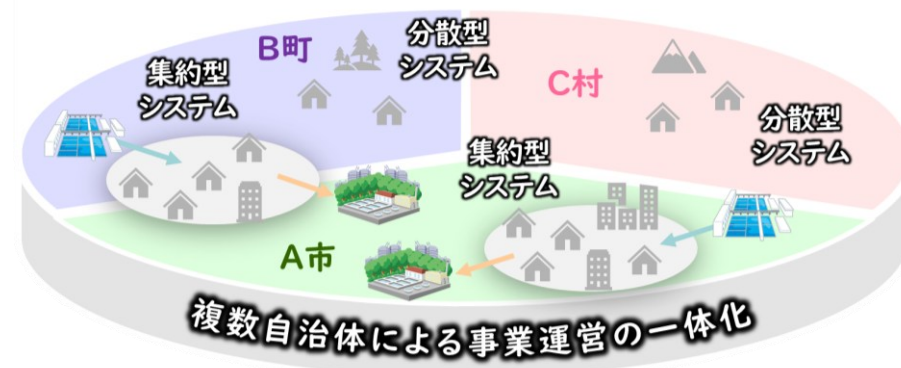
- 【水道】
- ① 給水区域内の集約型と分散型のベストミックスの実現
(分散型を導入する場合の考え方、制度上の位置づけ、手続き等の整理)
 - ② 分散型システムのDX技術開発、効率的な維持管理手法の構築
(分散型システムの技術開発の推進、広域連携や他のインフラ分野との連携)
 - ③ 小規模水道の今後のあり方
(全ての国民が将来にわたり持続的に安心して水を使用できるよう、水道法適用外の水道を含む小規模水道のあり方をナショナルミニマム確保の観点から引き続き検討)
- 【下水道】
- ① 汚水処理システム全体の最適化 (集約型・分散型のベストミックス)
(下水道整備予定区域を厳選する考え方の提示、ベストミックスの再点検)
 - ② 下水道処理区域の縮小・廃止に係る手続きの明確化
(分散型システムに転換する手続きの明確化)

(3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成

- ① 人材確保に向けたPR手法の確立と産学官連携体制の構築 (リアルな発信、モデル事業)
- ② 生産性向上による処遇・労働環境改善 (DX、積算基準整備)
- ③ 広域的な人材確保・育成のネットワーク構築 (他分野連携、専門人材プール機関の活用)

(4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現

- ① 危機感を共有する経営課題の見える化 (維持管理情報の公表)
- ② 更新を見据えた適正な料金設定の考え方の明確化
(算定基準の明確化や収支見通しの公表)
- ③ 経営基盤強化の加速化
(国土強靱化、事業運営の一体化、分散化、複線化等への財政支援)



事業運営の一体化と施設の最適配置 (イメージ)

有識者検討会等における広域連携に関する主なご意見

項目	主な意見
都道府県に期待するリーダーシップ	○都道府県のリーダーシップ強化が必要 ○都道府県の役割を明確にし、都道府県が中心となって議論を進める場が必要 ○都道府県には、経営広域化のエリアの設定や計画の具体化、市町村の理解を深める場の設定など、経営広域化の牽引役としての役割を果たすことが期待 ○都道府県の役割や、その役割を果たすための体制確保をはじめ、関係者の責務の明確化が必要
中核都市の参画に必要な要素	○中核都市へのメリットの深堀が必要 ○中核自治体に対するインセンティブを明確する必要 ○中・大規模の都市において広域連携への参画メリットを感じていない
広域連携後の人材育成の仕組み	○広域連携後水道の技術力を確保するための仕組みづくり ○規模のメリットを生かした専門人材の確保やマネジメントの柔軟性向上、災害時の対応力強化等の定性的なメリットを適切に評価することが重要
合意形成	○料金格差から住民合意を得ることの難しさがある ○料金格差や負担格差の合意形成に支障がでる可能性がある
国の技術的・財政的な支援	○国は、事例調査により経営広域化の効果や合意形成プロセス等を把握し、それらを「水道広域化検討の手引き」の改定に反映させるとともに、モデル事業として経営広域化を検討中の圏域を支援する必要 ○財政措置や国庫補助、料金改定の仕方を工夫するなどして、中核都市のモチベーションを向上させる必要性がある

改定の背景

- ✓ 現行の水道広域化検討の手引き(以下「手引き」)は平成20年8月に策定
- ✓ 手引き策定から現在まで、以下を始めとする施策を様々講じてきた。

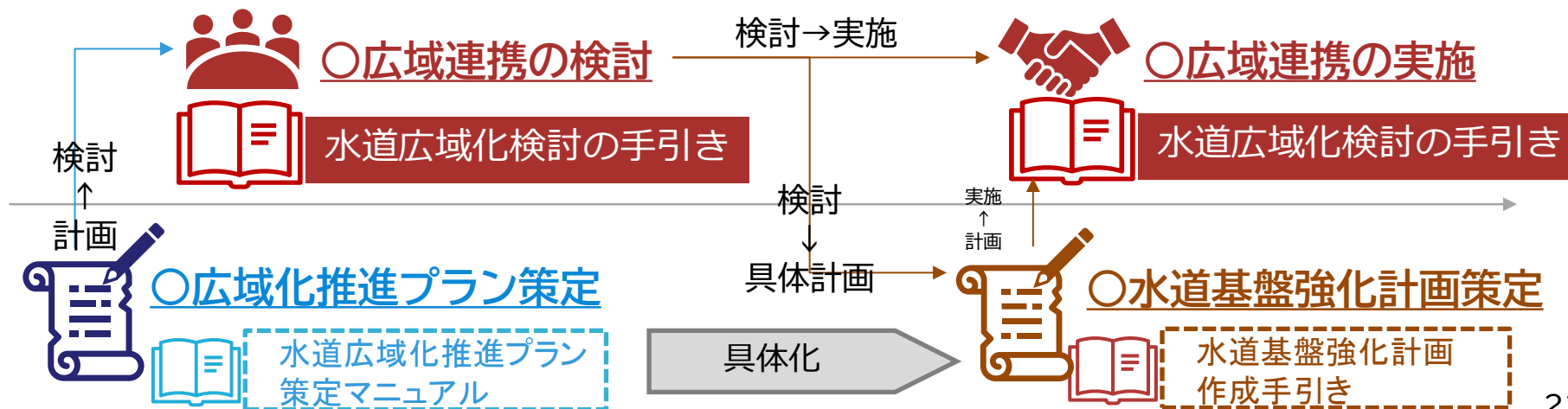
- ▶水道法改正(平成30年):都道府県の大域化の責務、水道基盤強化計画、推進協議会
- ▶水道大域化推進プラン(令和5年度末にて全都道府県策定済)水道基盤強化計画(3県府策定)

- ✓ 上下水道政策の基本的なあり方検討会において、事業運営の一体化(事業統合・経営の一体化)をはじめとする大域連携を国主導で推進することを示している。
- ✓ 香川県や広島県など、県一体での事業運営の一体化の先進事例が増加
- ✓ しかし、都道府県によって大域化の推進度合いは異なる。

改定の目的

- ✓ 大域化推進プランが全都道府県で策定された状況において、大域連携を加速させるために、新たな大域連携の施策や事例等を盛り込むことで更に内容を充実
- ✓ 合意形成プロセスなど大域連携の実施に向けた具体的検討を進める事業体が参考にできるものとする。

○大域化検討の手引きの主な位置付け



本検討会の設立趣旨と議論内容

検討会の設立趣旨

水道事業における執行体制等の基盤強化の観点から、複数自治体による事業運営の一体化などの広域連携の更なる推進に向けて、平成20年策定の「水道広域化検討の手引き」の改定を行うことを目的として、令和8年度「水道広域化検討の手引き」改定に向けた検討会を設立する。

検討会の議論内容

議論の項目	議論の内容
1 広域連携の更なる推進について	都道府県に期待するリーダーシップ 中核都市の参画に必要な要素 広域連携後の人材育成の仕組み 国の財政支援のあり方について
2 「水道広域化検討の手引き」の改定	事業運営の一体化などの広域連携を推進するため、手引きに盛り込むべき必要な事項など



「水道広域化検討の手引き」の改定

検討会の進め方(案)

第1回検討会(令和8年8月)

- 広域連携の更なる推進について
- 「水道広域化検討の手引き」の改定(案)に対する意見聴取

水道の諸課題に係る有識者検討会(令和8年11月頃)

- 第1回検討会の議論を反映した
「水道広域化検討の手引き」の改定(案)に対する意見聴取

第2回検討会(令和8年12月頃)

- 第1回検討会及び諸課題検討会における意見への対応
- 「水道広域化検討の手引き」の改定(案)について

令和9年2月頃

- 「水道広域化検討の手引き」の改定版の公表